

## 参考資料2

### 放送分野における包括徴収方式（プランケット契約）導入の経緯

1934年 5月 1日 (昭和9年)	旧著作権法の一部改正  レコードを用いた放送につき権利制限規定(30条1項8号)を新設 →レコードを用いた放送には著作権が及ばないこととなった。
1940年 2月29日	内務大臣が当協会の使用料規程を認可
1940年 3月 1日 (昭和15年)	当協会業務開始  放送事業者から生演奏により放送した楽曲の報告を受け、これに基づき曲別に使用料を算定(曲別徴収)
1956年 9月 (昭和31年)	CISACハンブルグ決議  各国の著作権管理団体で構成するCISAC(著作権協会国際連合)の総会で、放送使用料等につき事業者の収入に百分率を乗じて計算する方式を採用するよう加盟団体に促す規定などを含むCISAC憲章を決議
1960年 7月 (昭和35年)	当協会からNHK及び民放連に対して申入れ →使用料に関する次期改定協議の際には、包括許諾・包括徴収方式(プランケット契約)の導入を目指す。
1971年1月1日 (昭和46年)	現行著作権法施行(旧著作権法の全部改正)  →レコードを用いた放送にも著作権が及ぶこととなる。 →対象曲目の飛躍的増加により、曲別徴収が事実上不可能となる。 →包括徴収の導入については放送事業者との間で合意するが、使用料率を巡る協議が難航 →当面は暫定的に合意した定額使用料とし、料率の交渉を継続(暫定使用料は、1971年度分から1977年度分まで継続)
1979年3月26日 (昭和54年)	使用料規程の一部変更認可  →文化庁の裁定を経て放送事業者との使用料率に関する協議がまとまり、使用料規程の一部変更が認可される。 →現在と同じ方式(所定の控除をした後の放送事業収入に使用料率を乗じて使用料を算定する方式)の包括徴収が始まる(1978年度分から)。
	これ以降、NHK又は民放連との間で6度にわたり改定協議(使用料率、控除の範囲等に関する協議)を行い、2001年から現行使用料規程実施